

食糧管理制度設立後の 主食価格について

昭和25・8・1

目次

- 一、食糧庁及び食糧配給公団の機能
- 二、主食価格決定方法の変遷
- 三、生産者価格、消費者価格の変遷
- 四、二重価格制と独立採算制
- 五、流通費割合の組成
- 六、管理下に於ける流通費と自由経済時代との比較
- 七、結び

一、食糧庁及び食糧配給公団の機能

食糧管理制度が設立されて以来、従来存在していた自由投機的諸市場を整理統一し、主要食糧の生産者が販売する処から消費者の手に渡る迄の過程を一元的に整備したのであるが、この間に於ける流通機能の担当者として、食糧管理局及び食糧営団が出来、前者は集荷及び府県間の大運送、後者は府県内の小運送及び配給を分担し、この間の引き継ぎは総て売買の形式をとつていた。この二つの機関は後に食糧庁及び食糧配給公団に発展したのであるが、食糧庁は食糧管理特別会計による主食の一手買入れの機能を有し、単なる商業的機能をもつのみでなく、食糧地方事務所の如きは農村に対して種々の行政的な機能や、超過供出割当の如き特殊の機能を果して来た。之に対し食糧営団及び食糧配給公団は純粋に商業的機能の担当者であつた。

二、主食価格決定方法の変遷

食糧管理制度の下に於ける価格構成をみるに、政府買入価格の決定方式は昭和

食糧管理制度設立後の主食価格について

十八年より二十年に至る間の生産費を基礎とするものと、昭和二十一年以降現在に至るパリテイ計算によるものと二時期に区分し得る。

前者に於ては生産費に主眼を置き物価及び経済事情を参酌して決定されたのであるが、これは戦時統制下に於ける農産物価格政策の一貫した方向であつた。戦時統制下に於ては、国内食糧による自給自足の立場から、主食農産物価格を物価体系の基本的なものとしてとらえていたのに対し、戦後に於ては他物価の変動に応じた主食農産物価格なる意味に於て著しく基本的立場を異にしたのである。

尚斯る買入価格の外に農業生産及び供出確保政策として食糧管理特別会計からは、生産奨励金、生産確保補給金(昭和十七年—十九年)、或は超過供出奨励金の特別加算(昭和十九年以降)、早場米の奨励の爲の格差乃至奨励金(昭和二十年以降)等の支出があつた事を忘れてはならぬ。

次に食糧管理特別会計から食糧営団に食糧配給公団への売渡価格であるが、これはC・P・Sや工場労銀統計を勘案し、消費者の家計費、物価、その他の経済事情を参酌して決定するのが建前とされ、昭和二十二年十月末までは、政府売渡価格は買入価格よりも低位に決定され所謂二重価格制による国家負担が行われていた。然しながら昭和二十二年十一月以降はこの二重価格制による国家負担は一切排除され、食糧管理特別会計の支出額は一切消費者に転嫁される事となり、売渡価格は、買入価格に諸奨励金、政府経費及び配給経費を加算し、配給数量を以て品目間を適当な価格比でプール計算された消費者価格から品目別配給経費を差引いたものをもつて売渡価格とされ、おゝむね便宜的に平準価格が用いられたのである。斯る変化に応じ消費者価格も、昭和十八年乃至昭和二十二年十月末日までは政府売渡価格に販売者の配給経費及び利潤に相当するものを加算して決定されたが、二十二年十一月以降は前述の如く品目別の諸経費の積算したもののプール計算によつて決定された。然し二十三年二月公団の発足と共に、配給利潤は排除され、二十四年四月以降は、国家全般の財政均衡政策に応じて、食糧管理特別会計の収支均衡が重視され食糧管理特別会計の年間総支出金額を配給総数量で

除したものを基礎としたプール価格を消費者価格とし、収支均衡がより強い基礎とされるに至つたのである。

以上の経過を表に示せば第一表の如くなる。

第一表 主要食糧価格決定方式の変遷

(農林省調査より作成)

年次	買入価格	売渡価格	消費者価格
昭和十八年	生産費、物価、その他経済事情を参酌して決定 石当標準買入価格 四七円 奨励金 五円 補助金 一〇円五〇銭 地域差、府県別 六二円五〇銭	家計費、物価、その他の経済事情を参酌して決定 石当 四六円 府県別	政府売渡価格に準拠し販売業者の手数料を加算した額(配給経費及び利潤を加算) 一四円当 内地米 四円九七銭 外地米 四円五五銭 地域差別、府県別
昭和十九年	前年に同じ 右の外、事前割当の報償的措置として部落内の生産者及地主が供出割当量(改訂供出量)の九〇%以下の範囲に於て生産者の供出米には五円の奨励金交付、災害の為減額した場合には同額をこえた時超過供出量に對しが一〇%をこえた時超過供出量に對し、生産者一〇〇円、地主七五円を交付、但し災害により減額した場合は交付せず	売渡価格も同年同額であるが、従来府県に於て算出された平準価格を本省に於て府県別に算定する事に改め、平準価格は改訂された	前年に同じ
昭和二十年	生産費及物価昇騰の現実に対応して決定 従前の価格調整補助金を込めた一本価格とする 早場米格差を設け銘柄を整理した 石当 九二円五〇銭 但し地主が小作料として受けた米穀は石当五五円とし石当三七円五〇銭は生産者に對しては生産確保補助金として交付 十一月一五〇円に改訂、但し地主分は据置 差額は耕作者に交付	二重価格制度の下に一面に於て国家財政の負担可能な限度と他面に於て消費者の家計に於ける負担能力の限度及賃銀給料等の循環的昇騰の結果せざる限度を勘案して決定 前年据置 買入価格の改訂に伴い十二月消費者負担力との両面から見て石当七五円とす	前年据置 消費者の負担能力を考慮して、十二月一〇円当六円とす
昭和二十一年	三月新物価体系の構想に基いて二十年産米価格を石当三〇〇円に改訂 二十一年産米(十一月) 生産費、物価、参酌価値も考慮したが、終局的にはパリティ計算による 石当 五五〇円 早期供出確保のため出荷奨励金を地域及期間を區別して石当一〇〇円交付 超過供出出荷奨励金石当 一五〇〇円	買入価格の改訂に伴い、標準売渡価格を二五〇円に引上げ五〇円を国庫負担とする 工場労働者の家計費より工場労働者の負担に堪え得る限度を考慮し 石当 四五〇円 差額及び出荷奨励金は国庫負担	標準売渡価格の改訂に伴い一〇円当り 生計費を基礎として 一〇円 三六円三五銭

昭和二十二年	パリティ計算(十一月) パリティ指数 六二・五五 石当中味 一、七〇〇円 早場米奨励金、供出と同時に一部支払い 供出完了後全額支払 追加払 確定指数 六四・六〇 石当 五六円	七月米穀の標準売渡価格を石当り五〇円に据置く 十一月政府買入価格に政府諸経費を加算して決定 石当 一、七五〇円 この時より二重価格制による国庫負担は廃止され、全面的に消費者に転嫁される事になった	七月政府加算額、等級格差手数料を売渡価格に加算し決定した 十一月政府売渡価格に販売業者費用を加算して決定 一〇疋 一四九円六〇銭
昭和二十三年	パリティ計算 パリティ指数 一三二・二九 石当中味 三、五九五円 早場米奨励金あり 超過供出特別価格三倍	前年十一月と同様の方法にて麦の出廻り七月及び米の時期十一月に改訂 (詳細には消費者価格より配給経費を差引いたものを以て売却価格とする)	買入価格に保管料、運送費、加工賃等の政府諸経費、早期供出奨励金配給経費等を加算し、従来の政府の欠損額を見込み各品目間に適当な価格比を保つよう配給予定数量をもつてプール計算をする 一〇月 二六六円〇〇銭 十一月 三五七円〇〇銭
昭和二十四年	パリティ計算 パリティ指数 四、二五〇円 石当中味 早場米奨励金あり 超過供出特別価格二倍	消費者価格より公団のマージンを差引いたものを以て政府売却価格とした	四月財政政策の転換に伴い、食管特別会計の年間の支出総額を推算し年間予定配給量をもつて除いたものを消費者価格として適当なプール計算をした 一〇疋 四〇五円
昭和二十五年	パリティ計算	前年同様の方式により算出	一月、前年四月同様方法により二十五会計年度を推算し一月一日より適用した

尚具体的に今年一月の主食消費者価格改訂の時の算式方法を示せば次の如くである。

第二表の如く食管の支出総額が食糧の買入れ、諸掛り総配給費用等の合計で三五二、一五二百万円になる。之を米穀換算の総配給数量五八、四八八千石で除するとして石当りの価格が六、二七七円となり従つて一〇キロ当り四五五円と出て来る。

これを一〇〇としてみた対米価比率(小麦粉九五、精麦九〇等々)により第三表の如く小麦粉四二五円精麦四〇〇円なる消費者価格を得たのである。
然しながらこの一月にたてられた食糧の収支予想は其後状況の変化により全く異つて来た。即ちこの時は配給基準量を二・八合としている点、又買上げの方も甘藷類、米の減少、又超過供出価格を二倍から一・二五倍に引下げ等々で全面

食糧管理制度設立後の主食価格について

的に変化して来た。従つて食糧の収支見込を全面的に組み変えて新たな消費者価格の決定を行い、而も最近みられた配給辞退の事情を勘案して内地米の価格を高くし外米、輸入食糧等を安くする如く対米比率の変更をも為さんとしたのである。

これが今度の米価審議会の議題(新麦価、主食消費者、超過供出価格の三者の決定)であつた。

然しながら結局新麦の生産者価格決定のみが審議終了し、超過供出は二倍を主張し、消費者価格は変更せぬ事に決定した。従つて再び食管の収支予想を組変える事となるが、超過供出二倍の案で食管の収支を計算すれば十八億円程度の赤字が出る事なる。

(註) 超過供出二倍の案は関係方面で不承認になり再び一・二五倍に決定し

た。従つて食管の収支も十八億円の赤字は出ない。

そして食糧管理特別会計の余剰財源は米価に折り込む事にならう。

第二表 昭和二十五年会計年度主要食糧消費者価格の算定表

(物価庁調)

一、食糧管理特別会計の支出額

(一) 食糧買入代金等

1	昭和二十四年産買入代金	六、二六、二〇〇、〇〇〇円
2	昭和二十五年産買入代金	二〇三、二九七、五二一、〇〇〇
3	輸入食糧買入代金	八五、四三〇、四四一、〇〇〇
4	昭和二十五年産米の早場米奨励金	六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
5	昭和二十四年産米麦の追加払	四、〇三四、八〇九、〇〇〇
6	価格調整予備費	
小計		三〇六、三〇、八五二、〇〇〇

(二) 諸掛

1	輸入諸掛	一、五五四、八二〇、〇〇〇
2	集荷手数料	二、九元、八九、〇〇〇
3	特別指定倉庫加算額	一、三二七、六八、〇〇〇
4	保管料	五、一九四、七二五、〇〇〇
5	運送費	一四、九一〇、〇九七、〇〇〇
6	加工費	四、〇〇〇、四一五、〇〇〇
7	人件費、事務費	四、七三三、三二八、〇〇〇
8	金利	六、一〇四、六五七、〇〇〇
9	輸入食糧容器損料	三、四四〇、〇〇〇、〇〇〇
小計		四、一〇八、八四八、〇〇〇
合計		三、四七、三四九、七四〇、〇〇〇

(三) 原材料用向売却代金

(四) 綜合用のための支出金額(一)-(三)

一、食糧配給公団配給経費	三六、八三三、三九九、〇〇〇
二、食糧配給公団配給経費	三五、三九〇、〇八三、〇〇〇
三、綜合向配給数量	三五、一五三、三二一、〇〇〇
四、精米一石当経費	五、四八八、〇〇〇石(玄米石換算)
五、精米一〇疋当り価格	(五、〇九七、〇〇〇精米価格換算)
六、値上比	四四五・三一四四五円 九・八八%

第三表 主要食糧消費者価格改訂表案

(単位 一〇キログラム)(物価庁調)

品名	現行	改訂	値上比率	精米を一〇〇とした場合の価格比
精米	四〇五円	四四五円	九・八八%	一〇〇
小麦粉	四〇五	四二五		九・九五
精麦	三八四	四〇〇		四・一七
豆類	三八四	四〇〇		四・一七
雑穀粉	三二四	三三五		三・三九
精雑穀	三八四	三三五		一・八七五

三、生産者価格、消費者価格の変遷

食糧管理制度下の公定価格の決定は前述の如き変遷を遂げたのであるが、斯る価格構成の理論的分析は暫く措き、かくして決定された生産者価格及び消費者価格の辿つて来た足跡をみてみよう。

先ず個々のものをみる前に総合的な価格変遷と対米比率の動きをみると第四表から第六表までの如くである。

第四表

単位	米		大麦生産者価格		裸麦生産者価格		精麦消費者価格		小麦生産者価格		小麦粉消費者	
	生産者価格	消費者価格	五二・五疋(中味)	六〇疋(中味)	六〇疋(中味)	一〇疋(中味)	一〇疋(中味)					
(A) 基準年次 (一九二一年)	二七・一六	二・四七	四・五六	六・九〇	六・八七	一・八三	二・〇七					
(B) 昭和二十四年度	四・二五〇・〇〇	四〇五・〇〇	九五二・〇〇	一、二六三・〇〇	一、二六三・〇〇	三八四・〇〇	四〇五・〇〇					
(C) 昭和三十五年度	四・五九〇・〇〇	四四五・〇〇	一、〇九九・〇〇	一、四五九・〇〇	一、四五九・〇〇	四〇〇・〇〇	四二五・〇〇					
(B)(A)	一五六・四三	一六三・九	二〇八・八	一八三・〇	一八三・八	二〇九・八	一九五・七					
(C)(A)	一六九・〇〇	一八〇・二	二四一・〇	二二一・四	二二二・四	二二八・六	二〇五・三					

第五表

基準年次以降の主食の生産者価格及び対米価比率の変遷表

(単位 一五〇疋) (農林省調査より作成)

年次	包装区分	価 格				対 米 価 比 率			
		玄 米	大 麦	裸 麦	小 麦	大 麦	裸 麦	小 麦	
昭和九年	包装込	二四・九一	一三・〇〇	一七・四〇	一四・六三	五二・一	六九・八	五八・七	
十	〃	二八・三三	一三・二八	一七・〇八	一六・九三	四六・九	六〇・二	五九・七	
十一年	中味	二九・一六	一一・九三	一八・二〇	二〇・八八	四〇・九	六二・四	七一・六	
十二年	包装込	二七・四六	一三・三三	一七・五五	一七・四八	四八・五	六三・九	六三・六	
十三年	〃	二七・一六	一一・〇三	一七・二五	一七・一八	四八・〇	六三・五	六三・三	
十四	〃	三〇・八九	一六・七五	二一・八〇	二二・六五	五四・二	七〇・五	七三・三	
十五	〃	三二・六七	二〇・三五	二四・六〇	二四・六三	六二・二	七五・二	七五・四	
十六年	〃	三五・〇六	二二・〇五	二六・八四	三〇・一〇	六四・八	八五・一	八四・六	
十七	〃	四九・〇〇	二五・〇〇	二九・六〇	三三・三八	六六・四	八四・六	八四・六	
十八	〃	四九・〇〇	二五・〇〇	二九・六〇	三三・三八	六六・四	八四・六	八四・六	
十九	〃	六二・五〇	四二・〇〇	四八・七五	五〇・〇〇	六七・二	七八・〇	八〇・〇	
四ヶ年平均	〃	三三・〇六	二二・八七	二七・三三	二七・一九	六二・三	七六・五	七六・三	

食糧管理制度設立後の主食価格について

年次	包装込	対米価比率
四ヶ年平均	三〇〇・〇〇	二二二・八五
二十年	五五〇・〇〇	四四五・七三
二十一年	〃	〃
二十二年	〃	〃
二十三年	〃	〃
二十四	〃	〃
五ヶ年平均	〃	〃

第六表 基準年次以降の主食の消費者価格及び対米価比率の変遷表

(単位 一〇疋) (農林省調査より作成)

年次	精米		小麦粉		対米価比率	
	米	小麦粉	精	小麦粉	精	小麦粉
昭和九年	二・三〇	一・九〇	一・八〇	八・五	七・八	七・二
十	二・五〇	二・〇〇	一・八〇	八・〇	七・〇	七・〇
十一	二・〇〇	二・〇〇	一・九〇	八・五	七・〇	七・〇
三ヶ年平均	二・四七	二・〇七	一・八三	八・三	七・四	七・一
十二年	二・二六	二・五七	二・一六	九・三	九・三	九・三
十三	二・八七	二・六六	二・四五	七・二	八・五	八・三
十四	二・四四	二・〇七	二・九八	一〇・四	一〇・三	一〇・三
三ヶ年平均	二・八六	二・二七	二・五三	八・八	八・八	八・四
十五年二月	三・三三	二・八〇	二・六〇	八・四	七・八	七・三
十六・九	三・三三	二・八〇	二・六〇	八・四	七・八	七・三
十七・七	三・三三	二・八〇	二・六〇	八・四	七・八	七・三
十八・九	三・三三	二・八〇	二・六〇	八・四	七・八	七・三
十九・七	三・三三	二・八〇	二・六〇	八・四	七・八	七・三
二十・八	三・三三	二・八〇	二・六〇	八・四	七・八	七・三
六ヶ年平均	三・三三	二・八〇	二・六〇	八・四	七・八	七・三
二十一年三月	一・九・五〇	二・〇・五〇	一・八・八〇	一〇・五・一	九・六・〇	九・四

年次	米	小麦粉	精	小麦粉	対米価比率
二十一年七月	三六・三五	三九・五〇	三五・八五	一〇八・七	九八・六
二十二・七	九・七〇	一〇四・〇〇	九八・五〇	一〇四・三	九八・七
〃	一四九・六〇	一三・五〇	一三・〇〇	八七・九	八四・八
二十三・七	二六・〇〇	二六・六〇	二五・〇〇	一〇〇・〇	九五・〇
〃	三五・七〇	三五・七〇	三五・九〇	一〇〇・〇	九五・〇
二十四・四	四〇・〇〇	四〇・〇〇	三八・〇〇	一〇〇・〇	九五・〇
二十五・一	四四・〇〇	四四・〇〇	四〇・〇〇	九五・〇	九〇・〇
五ヶ年平均	四四・〇〇	四四・〇〇	四〇・〇〇	一〇〇・一	九四・二

(1) 米 次になんかの主食価格の動きをみる。

米の買入価格は年産による区分がなされ、昭和十八年産、十九年産は全国七ブロックに分けた府県価格、二十年、二十一年産も同様に取扱われたが実質的には三つのブロックの府県別価格であった。

消費者価格については、必ずしも買入価格と一致した年産による区分が為されたのではなく、一定時期を区切つて適用され、インフレーションの上昇に伴つて数次にわたる改訂がなされている。価格の推移は第七表の如くであつて、昭和二十二年十月迄の国庫負担による二重価格制度がとられていた間は生産者価格の上昇に比較して消費者価格の上昇は低位にあつたが、二十二年十一月以降は諸負担が消費者転嫁となつた為、生産者価格を超えて、消費者価格が上昇して来ている。

第七表 米の価格変遷表 (農林省調査より作成)

告示年月日	生産者価格三等裸六〇疋	消費者価格(一〇疋)
昭和一八・四・三〇	一八・七七 (三・二二)	三・五七
一九・四・二六	一八・七七 (三・二二)	三・五七
二〇・四・三〇	三六・九六 (六・二六)	三・五七
二〇・一・二六	五九・九八 (九・九九)	三・五七
二〇・三・二〇	二〇・〇〇	三・五七
二〇・二・二八	二〇・〇〇	三・五七
二〇・三・三	一九・九九 (九・九九)	三・五七
二〇・一・一	三六・六〇 (三・六〇)	三・五七
二〇・七・六	七〇・一六 (二・六〇)	三・五七
二〇・一・一	二六・九三 (二・六〇)	三・五七
二〇・七・一	一四・七五 (二・六〇)	三・五七
二〇・一・二	二四・八三 (二・六〇)	三・五七

昭和	二二・一・一	二二・四・一	二二・一・一	二二・一・一
昭和三三・一・一	一七四・〇〇 (二九・二六)	九三・〇七	三五八・〇〇	一〇〇・〇〇
二二・四・一	一七四・〇〇 (二九・二六)	九三・〇七	四〇五・〇〇	一三三・四五
二二・一・一	一七四・〇〇 (二九・二六)	九三・〇七	四四五・〇〇	一三四・六四

(註) 生産者価格の()内は一〇疋価格に換算したもの。

(2) 麦類

麦類についても米と略同様の経過を辿つて来たのであつて、その推移は第八表の如くである。

これによれば、生産者価格及び消費者価格の推移は米に近似的な動きをなしているが、一般的に生産者価格は米よりも低位に消費者価格は米よりも高位な上昇をなしている。

この事は、生産者価格に於ては大体戦後に於て、麦類七月、米穀十一月と云う決定時期の異りが、インフレーションの昂騰に伴い対米価比が引上げられて来たにも拘らず、実際には米よりも低い上昇率を示したものと云えよう。消費者価格に於ては常に米価に対する均衡が考えられ、しかも食糧需給事情の切迫化によつて対米価比が引上げられたと共に、米と同時に改訂せられて来た為、米よりも高い上昇率を示している。

第八表

告示年月日	大		裸		小	
	生産者価格 三等五二・五疋	消費者価格 押麦一〇疋	生産者価格 三等六〇疋	消費者価格 押麦一〇疋	生産者価格 三等六〇疋	消費者価格 小麦粉一〇疋
一八・一・七	一〇・五五	二・三四	一四・〇〇	一・〇〇	一四・〇〇	三・七〇
一九・一・〇	一四・七〇	一・三元	一九・五〇	一・三元	一九・五〇	一・〇〇
一九・七・七	(一九年産) 一四・七〇	一・三元	一九・五〇	一・三元	一九・五〇	一・〇〇
二〇・一・〇	一四・七〇	二・五三	一九・五〇	二・五三	一九・五〇	一・〇五
二〇・四・七	二四・〇〇	二・二七	三・五〇	一・四六	三・五〇	一・〇五
二〇・七・七	二四・〇〇	三・四三	三・五〇	一・四六	三・五〇	一・〇五

(農林省調査)

二四・六・一〇	二〇〇・〇〇	六八・九六	三〇六・〇〇	九二・七二	二二六・〇〇	七七・九三	三〇六・〇〇	八二・七〇
二四・一一・一一								
二五・一一・一一								

四、二重価格制と独立採算制

昭和二十二年十月末まで国庫負担による二重価格制がとられて来た事は既に述べた通りであるが、この間に於ける国庫負担額は十八年、十九年に於ては石当一円、二十年四月価格に於ては石当四六円五〇銭、二十年十一月七五円、二十一年三月及び十一月五〇円となつてゐる。

以上の数字は生産者価格と消費者価格との差として明瞭に現れたものであるが、此の外食糧管理特別会計の経費は実質的には国庫負担に加算しなければならぬ。従つてこの期間に於ける生産者価格と消費者価格との差額は極めて少である。

第十表

年	米 (玄米六〇疋当)				小 麦 (玄米六〇疋当)			
	生産者価格 A	消費者価格 B	価格差 C=B-A	% C/B	生産者価格 A	消費者価格 B	価格差 C=B-A	% C/B
二二年	七〇〇・〇〇	九四九・三八	二四九・三八	二六・三	四五五・〇〇	七一六・四二	二六一・四二	三六・五
二三年	一、四七二・〇〇	一、〇二五・九二	五四三・九二	二七・〇	一、〇〇六・〇〇	一、五七四・〇〇	五六八・〇〇	三六・二
二四年	一、五九〇・〇〇	一、二二二・八二	六三二・八二	二八・五	一、三〇〇・〇〇	一、九五八・三三	六五八・三三	三三・六
二五年	一、八八〇・〇〇	一、四三六・九三	五五六・九三	二二・九				

(農林省調査)

第十一表

年	大 麦 (玄麦四五疋当)				甘 藷 (一〇貫目)			
	生産者価格 A	消費者価格 B	差額 C=B-A	% C/B	生産者価格 A	消費者価格 B	差額 C=B-A	% C/B
二二年	二九五・七〇	四五八・〇七	一六二・三七	三五・四	一八六・〇〇	二九六・七九	一一〇・七九	三七・三
二三年	六六六・〇〇	九九七・九六	三三一・九六	三三・三	一八八・〇〇	三三四・四二	一三六・四二	四二・一
二四年	八五一・〇〇	一、二六九・三二	四一八・三二	三三・〇	二〇二・〇〇	三三三・三三	一五二・三三	四三・二

(農林省調査)

食糧管理制度設立後の主食価格について

即ち各品目間に於て若干差はあるが、米については二〇乃至三〇%の間にあり、二十二年より二十四年までは漸増の傾向にあつたが、二十五年は若干低下している。麦については三〇%—四〇%の間にあつて、漸減の傾向を示している。いも類については二五%乃至四五%の範囲内であつて漸増の傾向にある。

斯る品目間の傾向の相異は、夫々の商品としての性格及び流通経路の相異によるものであるが、何れにせよ二重価格制下の生産者価格と消費者価格との差額の消費者価格に占める割合に比較して独立採算制下のそれは数倍となつており、これは二重価格制度が消費者家計の負担を軽減すること極めて大であつたことを示すものである。

五、流通費割合の組成

食糧管理制度下の主要食糧価格が生産者から消費者への流通過程に於て果している役割は自由経済市場に於て成立した自然価格とはその経済的意味を著しく異なる。

先ず二重価格制度の下に於ける流通費から検討する。

(1) 二重価格制度時代

二重価格制度の下に於ては政府負担があつた為独立採算制下に於ける如く生産者価格の変化は直ちに消費者に影響する事がなかつた為中間経費としてはそれ程大きな問題はなかつた。具体的に二重価格制をとつていた当時に於ける政府買入価格と政府売渡価格との差額は次の如くである。

第十二表 米 (右当)

年 月	政府買入価格 A	政府売渡価格 B	A - B 差 額
一八・四	六二・五〇	四六・〇〇	一六・五〇
一九・四	六二・五〇	四六・〇〇	一六・五〇
二〇・四	九二・五〇	四六・〇〇	四六・五〇
二〇・一	一五〇・〇〇	七五・〇〇	七五・〇〇
二一・三	三〇〇・〇〇	二五〇・〇〇	五〇・〇〇
二一・一	五五〇・〇〇	四五〇・〇〇	一〇〇・〇〇

(農林省調査)

第十三表 大麦 (右当)

(農林省調査)

年 月	政府買入価格 A	政府売渡価格 B	A - B
一八・四	二二・一二	二一・五〇	〇・五九
一九・四	三〇・四五	二三・二〇	七・二五
二〇・四	四九・七一	二三・二〇	二六・五一

第十四表 小麦

(農林省調査)

年 月	政府買入価格 A	政府売渡価格 B	A - B
一八	三四・七一	三三・二〇	一・四二
一九	四五・七五	三三・二九	八・四六
二〇	七二・八四	三四・三四	三八・五〇
二一	二三・八八	二一・五九	二・二九

次に食糧管団の経費であるがその地方の地理的、経済的条件によつて都道府県別にマージンは異り、生産地消費地によつて大体区分されていたが、昭和十八年に於ては米一俵当り最高二円五二銭より最低一円七七銭の範囲内にあつた。

昭和十八年東京都に於けるマージン一俵当り二円一二銭の内に於て最大ものは人件費一円一九銭で四八%を占めており、厚生費の一〇銭を加うれば実に五二%弱となる。その他償却費三六銭で一四・六%であり、事業経費は約三〇%、七円程度に過ぎなかつた事が判明する。

(2) 独立採算制時代

食糧管理特別会計が独立採算制をとるに至つて、生産者より消費者に至る総てのコストは消費者の負担となつた為、中間経費の問題が大きく取上げられるに至つた。この期間に於ける中間経費の変遷を品目別に表示すれば次表の如くなる。

第十五表 中間経費表

精米の中間経費(玄米六〇疋当)

項目	二十二年		二十三年		二十四年	
	円	%	円	%	円	%
A 買入価格	七〇〇・〇〇	七三・七	一、四七二・〇〇	七三・〇	一、五九〇・〇〇	七一・五
1 生産者価格	七・一六	〇・八	一四・五〇	〇・七	一五・七〇	〇・七
2 超過供給			一四五・二五	七・二	一五七・一七	七・一
3 早場米奨励金	三一・七四	三・三	六三・五五	三・二	一〇六・七四	四・八
4 追加払金					二七・六〇	一・三
5 追加分					一、八九七・二一	八五・四
小計	七三八・九〇	七七・八	一、六九五・三〇	八四・一		
B 物的経費						
1 特別倉庫加算額	四・〇〇	〇・四	一一・〇〇	〇・六	一一・〇〇	〇・五
2 保管料	一一・〇二	一・二	二〇・九九	一・〇	二九・三五	一・三
3 運送費	三一・三九	三・三	四三・四四	二・二	四三・四四	二・〇
小計	四六・四一	四・九	七六・四三	三・八	八四・七九	三・八
C 人的経費						
1 集荷手数料	一〇・五〇	一・一	一八・〇〇	〇・九	二四・〇〇	一・一
2 食管事務人件費	二五・一八	二・七	三八・九九	一・九	三五・九九	一・六
小計	三五・六八	三・八	五六・九九	二・八	五九・九九	二・七
D 配給経費	一一・七八	一・二	一四三・七六	七・二	一五七・六八	七・一
E 金利	九・六一	一・〇	二一・九〇	一・一	二三・一五	一・〇
F 調整金			二一・五四	一・〇		
中間経費計	二一〇・四八	二二・二	三三〇・六二	一五・九	三三五・六一	一四・六
合計	九四九・三八	一〇〇・〇	二、〇一五・九二	一〇〇・〇	二、二二二・八二	一〇〇・〇
精米十疋当	一六七・三二		三五五・二九		三九四・一一	
歩留						

(註) 本表の精米価格は歩留を考慮したものである。

生産者に帰属すべき部分を政府買入価格とみれば、米は二十二年の七七・八% (消費者価格に対して) から二十五年の八五・六%へと増加し、流通経費の占める

割合は漸次減少を来している。生産者の帰属部分の内訳は、基本価格である生産者価格等級格差に供出対策と

(農林省調査)

しての諸奨励金、即ち超過供出部分の増額、早場米の奨励金及び一般物価との調整の爲の追加払とであるが、この部分は供出対策との関係が強く現われるのであつて、内訳相互間の比率はその状況を明瞭に示している。

次に純粋中間経費は主食品目によつて若干相異はあるが、特別指定倉庫加算額(指定倉庫迄運搬の費用)、保管料、運送費及び加工費の物財的経費、集荷手数料、食糧事務人件費及び麻袋回収費、配給経費、金利に区分してみると、その傾向は大体次のごとくである。

先ず特別指定倉庫加算額であるが、政府が食糧需給操作上殊に輸出に便利な倉庫を指定し、生産若しくは集荷業者が最寄倉庫に搬入しないで指定倉庫に搬入した場合、運賃に相当する額を支払う事にしたのがその趣旨であるが、中間経費に占める割合は殆んど變つていない。これを支配するものは指定倉庫、搬入数量、距離であるが、これが農村の所得にプラスしている事は明かである。

次に保管料であるが、これは保管数量、保管期間の如何によつて變化する訳であるが、二十四年産米迄は政府でたてた予想保管期間にて保管料を計算していた(麦ならば五期、米ならば七期、一期は十五日間)關係上比率的には低下しているのである。然し二十五年産麦より実際に保管している期間により保管料の支払をする実期払によるので今後の保管料は増大して来るとみなければならぬ。

運送費についても比率的には低下している。

配給経費は所謂営団及び公団のマージンであつて、その内訳は営団及び公団の事業費、事務費、利子(食糧に対する延納の利子、預金部借入金に対する利子)、其の他から成立するのであつて次表(第十六表)の如くである。

(註) 公団の食糧に対する延納の利子について

食糧公団が食糧管理局から主要食糧品の払下げを受ける場合は、配給計画と睨み合せて随時払下げを受けるので若干の操作米を保有する事はあつても余分のストックを抱く事はない。そしてこの代金の決済については地方食糧事務所が当公団に対して納入告知書を発行した後十四日間の延納(昭和二十三年十二月から都道府県毎に品目別の延納期間を定め最長十四日、最長四十四日と改められた)を認めているので、公団は此の間に消費

者から配給代金を吸上げて食糧管理局に納入する事となつてゐる。従つて之を超えたものについては延納利子を払う。而も食糧配給公団が極めてルーズな操作をしていた為、延納利子が常に相当な金額になつてゐた。中には闇金融に通用していた例もあつた程である。

第十六表 営団、公団、マージン内訳変遷表(一俵当) (農林省調査)

時 期	マージン	事業費	人件費	事務費	利 子	其 他
二・三・三	六・七六 (一〇〇)	二・七三 (四〇・一)	三・三三 (四七・三)	〇・七二 (一〇・六)	〇・〇八 (一一)	〇・〇五 (〇・七)
二・二・一	一八・二九 (一〇〇)	六・八一 (三七・二)	九・一六 (五〇・一)	一・七七 (九・七)	〇・四〇 (三・二)	〇・二五 (〇・八)
三・七・六	五・三〇 (一〇〇)	一・八五九 (三三・六)	三・〇七 (三二・八)	七・四三 (一三四)	〇・一一 (〇・三)	?
三・二・一	六・七一 (一〇〇)	三・四五五 (三九・八)	三・〇七 (一九・〇)	七・四三 (一一)	〇・一七 (〇・三)	?
三・七・二	二七・六一 (一〇〇)	五・五九七 (四〇・五)	五・七・六 (四五・〇)	一三・三五 (一〇・五)	三・九 (三・二)	?
三・二・一	二五・五九 (一〇〇)	五・四三三 (三六・三)	六・九〇八 (四三・三)	一三・四五 (八八)	九・九七 (六・五)	四・六六 (三・一)
三・四・一四	二六・五二 (一〇〇)	七・〇八 (四三・三)	七・九・六 (四七・八)	一四・七七 (八九)		

即ち割合から見れば事業費は二十一年以降余り大きな変化はないのであるが、人件費、事務費は非常に動きが多い。又利子は二十三年十一月になつて今迄の比較にならぬ程大きな役割を占めて来ている事が目立つものである。

六、管理下に於ける流通費と自由経済時代との比較

以上により極めて簡単に管理下の流通費の実相を示したのであるが、以下に於て若干自由時代との対比をしてみよう。

此処で流通費と云うのは生産者の手を離れた商品が消費者の手に入る迄の諸費用の合計であつて、流通過程に於ける損耗等を考慮に入れた生産者価格と消費者価格との価格差の事である。

従つて管理下に於て設けられた生産者に対する諸奨励金(早期奨励金、超過供出奨励金等)は消費者負担になつてゐるが生産者価格の方に編入し流通経費

から除く事とする。(若し之を消費者価格の方に編入すれば流通経費は管理下に於て莫大となる事云う迄もない)

而して流通経費の小売価格に対する割合を流通費率と呼ぶ事とする。斯る意味に於て、流通費率の比較を為すのであるが、その比率が小なる程国民経済的にはロスが少いとみてよいであろう。自由経済時代に於ける流通費率は、米について内池博士の調査では二一・七%、木村教授の調査では二一・二%(二十二年)より一四・四%(二十四年)に漸減している点からみれば、流通費は管理下に於ては次第に圧縮されて来ているとみてよいであろう。諸類に關しても自由経済時代に於ては五〇―六〇%であつたものが管理下に於ては四〇―三〇%となつてゐる。

斯る純粹な中間経費の縮減は極めて当然である。食管及び公団が相當な経費を要し、ロスも多い事は事實であるが、それにも拘らず尚中間経費が低いのは自由経済時代に於ては生産者から小売業者迄の間に幾段階もの中間商人の手を通つていた事が原因である。従つて管団、公団のロスが多いにしてる中間段階がこれのみである事により中間マージンは低下する結果となつてゐた。

七、結 び

以上により主食の價格の決定方法の変遷、即ち生産者價格、消費者價格の決定方法の変遷及び兩者の差額である中間経費の内容を主として述べて来た。

今年の麦價格も同様の方法により決定された訳であるが、今秋の新米の價格の決定が従來の通りで許されるか否か、甚だ疑問である。

デイスインフレ下の事として農家の窮乏と同時に消費者の窮乏も甚だしい。而も世界の食糧事情の変化は次第に過剩傾向を加えて来て我が国へも影響を及ぼしてゐる。即ち第十七表の如く國際價格と國內産主食の價格は次第に接近の度を加えてゐる。

又最近配給辞退も月に五万トンを超え、輸入食糧の増大と共にストックの激増を来しつつある。(六月末配給辞退量は總計百十万吨に達した。)

時態の推移は次第に食糧統制の廃止の方向へ向いつゝある。従つて新米價決定に當つては總ての新しい經濟条件を折り込んで決定が為されるとすれば非常に難事であろう。

既に價格パリティ方式を排除して、所得パリティ方式により米價を決定すると云う意見、或は又國際價格への鞅寄論が擡頭して来ている。

食糧管理制度設立後の主食價格について

又食糧管理特別会計の赤字の問題も激しい批判を受けてゐる。いづれにせよ、愈々複雑化する内外の經濟狀勢下に於ける主食の價格決定方法については慎重を期待して止まない。(朝 倉)

第十七表 小麦及び米の國內價格と國際價格の比較 (農林省調査)

1 小 麦

二四年産 対米價比 △・三%	二五年産 対米價比 △・三%	一俵 (50kg)	屯 当 (A)	輸入米 95 弗 A	輸入米 85 弗 A
		一、四九	二、四三	二、〇五〇円 五・四七 弗	倍
二四年産 対米價比 △・三%		一、三三	二、〇五〇円 五・四七 弗	倍	倍
二五年産 対米價比 △・三%		一、四九	二、四三	二、〇五〇円 五・四七 弗	倍

參 考
國際小麦協定最高價格(買付價格)

- 一 一・八〇 C I F 屯当 八二弗
- 二 一・五〇
- 三 一・四〇
- 四 一・三〇
- 五 一・二〇
- 六 一・一〇
- 七 一・〇〇
- 八 九五
- 九 九〇
- 一〇 八五
- 一一 八〇
- 一二 七五
- 一三 七〇
- 一四 六五
- 一五 六〇

2 米

二四年産米 (パリティ指數) 一五六・四三	二五年産米 (パリティ指數) 一五九・四三	石 (25kg)	精米二石 (25kg)	右屯当 (A)	輸入米 125 弗 A	輸入米 142 弗 A
		四、二四八円	四、六〇〇円 三、六七円 八五・一八 弗	九〇・六八	倍	倍
二四年産米 (パリティ指數) 一五六・四三		四、五九	四、八九七	三、六四七	一・三七八	一・五六五
二五年産米 (パリティ指數) 一五九・四三		四、五九	四、八九七	三、六四七	一・三七八	一・五六五

(註) 國際小麦協定の價格は國內チャージ、一ブッシェル当五仙 C I F 諸掛一四弗として計算した。